１　工事名

２　工事現場説明（図面、仕様書及び設計書を含む。）に対する質問及び回答について

　質問書は、質問事項がある場合のみ、質問書様式（別記様式）により「日本下水道事業団契約職○○○○」宛に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により次のとおり提出すること。

　回答は、次のとおり掲示する。なお、入札参加者に対しては、全ての質問及び質問に対する回答を回答掲示開始日にファクシミリにより送付する。

（１） 令和　　年　　月　　日　　時　　分まで

　　（持参する場合は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。）

（２） 〒 　（住所）

（所属）　日本下水道事業団

（担当者氏名）

TEL 　　　（内線）

FAX

（３）回答掲示日時 令和　　年　　月　　日　　時　　分から

令和　　年　　月　　日　　時　　分まで

（４） 日本下水道事業団○○○○

１　入札について

（１）　この工事入札に当たっては、一般競争入札の公告、見積依頼書、図面、仕様書、設計書、電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）、工事請負契約書案及びこの工事現場説明書をよく確認の上、入札書を提出するものとする。

[注１]　一般競争入札を紙入札にて行う場合は、「日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）」とあるのは、「日本下水道事業団一般競争契約入札心得（紙入札用）」と読み替えるものとする。

[注２]　指名競争入札の場合は、「日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）」とあるのは、「日本下水道事業団指名競争契約入札心得」と読み替えるものする。

[注３]　随意契約の場合は、「入札」とあるのは「見積書の提出」と、「日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）」とあるのは「日本下水道事業団随意契約見積心得」と、「入札書」とあるのは「見積書」と読み替えるものする。

（２）　件名は、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書）に記載の工事名を記入する

こと。

（３）　入札（見積）年月日は、入札（見積）当日の日付（電子入札対象案件であって、契約職の承認を得て紙入札方式による場合は、入札書提出（送付）日の日付）を必ず記入すること。

（４）　入札（見積）書に代表権のない者が記名して入札（見積）する場合は、代表権のある者の委任状を持参すること。なお、入札（見積）書を持参する者に対する委任状は必要としない。

また、電子入札対象案件であって、代表権のない者のＩＣカードにより入札（見積）する場合は、代表権のある者から委任状の提出をすること。また、建設共同企業体の場合にあっては代表会社のＩＣカードを使用することとなるため、構成会社から代表会社への委任状を提出又は、競争参加申請書等に入札・見積に関する権限が代表者にある旨の記載をすること。電子入札システムにより入札（見積）する場合の委任状の提出についての詳細は、電子入札運用基準による。

（５）　入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（６）　落札（契約）決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札（契約）価格とするので、入札（契約申込）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。

２　低入札価格調査について

（１）　日本下水道事業団会計規程（昭和48年3月9日規程第8号）第58条第1項ただし書きに基づく調査基準価格がある。

（２）　調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し調査のうえ、その結果を後日通知する。

（３）　調査基準を下回った入札が行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

（４）　調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。

３　契約の保証について

（１）　落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から④のいずれかの書類を提出しなければならない。

①契約保証金に係る保証金提出書及び振込金受取書

　イ　振込金受取書は、「○○銀行○○支店、普―○○○○○、日本下水道事業団○○○○」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

　ロ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

　ハ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は､日本下水道事業団に帰属する。

　　　なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

　ニ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の払渡しを求める旨の保証金払渡請求書を提出すること。

②債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

　イ　債務不履行時により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行」等という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

　ロ　保証書の宛名の欄には、「（契約職　職名　氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

　ハ　保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

　ニ　保証上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

　ホ　保証金額は、契約保証金の金額以上とする。

　ヘ　保証期間は、工期を含むものとすること。

　ト　保証債務不履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。

　チ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

　リ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、日本下水道事業団に帰属する。

　ヌ　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約職から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ル　当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

③【Ａ】　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

　イ　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

　ロ　公共工事履行保証証券の宛名欄には、「（契約職、職名、氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

　ハ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。

　ニ　保証金額は、請負代金の10分の1の金額以上とする。

　ホ　保証期間は、工期を含むものとすること。

　ヘ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

　ト　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、日本下水道事業団に帰属する。

　　　なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

チ　当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

③【B】 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

　イ　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

　ロ　公共工事履行保証証券の宛名欄には、「（契約職、職名、氏名を記載すること。）」と

記載するように申し込むこと。

　ハ　証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるよう申し込むこと。

　ニ　保証金額は、請負代金の１０分の３の金額以上とする。

　ホ　保証期間は、工期を含むものとすること。

　ヘ　請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

　ト　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、日本下水道事業団に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

チ　当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

④【Ａ】　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

　イ　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

　ロ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

　ハ　保険証券の宛名の欄には、「（契約職、職名、氏名を記載するものとする。）」と記載するように申し込むこと。

　ニ　証券上の契約内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

　ホ　保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

　ヘ　保険期間は、工期を含むものとする。

　ト　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

チ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、日本下水道事業団に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

リ　　当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

④【B】 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

　イ　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

　ロ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

　ハ　保険証券の宛名の欄には、「（契約職、職名、氏名を記載するものとする。）」と記載するように申し込むこと。

　ニ　証券上の契約内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

　ホ　保険金額は、請負代金額の１０分の３の金額以上とする。

　ヘ　保険期間は、工期を含むものとする。

　ト　請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約職の指示に従うこと。

　チ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、日本下水道事業団に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

リ　当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

［注］【A】は一般競争入札方式の全面実施について（平成１８年３月７日付け経契発第131号、事事発第40号）の記の３（１）に規定する大規模調達契約（以下「大規模調達契約」という。）以外の契約に適用し、【B】は大規模調達契約に適用する。

（２）　（１）の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約職の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約職等に提供し、契約職等は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とし、この場合においては、契約情報及び認証情報について電子メール等を通じて提供すること。

※電子証書等　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス　電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報　電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報　電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社等に確認し、指定された手順を踏むこと。

（３）　（１）の規定にかかわらず、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

４　工期変更の場合の保証事業会社に対する通知について

（１）　工事請負契約書第36条第3項（第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

（２）　受注者は、保険事業会社から送付された保証期限変更通知書の写し1部を発注者に送付するものとする。

1. 工事請負契約書案について

（１）　　　　　　　落札（契約）決定日から7日以内（土曜日、日曜日

及び祝日を含む。）

（２）　請負代金内訳書及び工程表は、契約締結後14日以内に提出すること。

（３）　第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

①　賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上なければ適用しない。

②　変動前後工事代金額の算定の基礎となる残工事量の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、監督職員が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、残工事量に含めない。

（４）　第30条関係（不可抗力による損害）

①　第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

②　1回の損害額が当初の請負代金額の5/1,000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たないものは、損害額に含まない。

（５）　第35条、第41条関係（前払金）

①　前払金は請負代金額の10分の○以内とする。ただし、工期が翌年度にわたる場合は、各年度の前払金の有無は次のとおりとし、各年度の出来高予定額の10分の○以内とする。

　　令和　　　年度　　　　　有　　　無

　　令和　　　年度　　　　　有　　　無

　　令和　　　年度　　　　　有　　　無

中間前払金は請負代金額の10分の○以内とする。

［注］ 中間前払を行わない場合には、この段落を削除する。

中間前金払と既済部分払のいずれを選択するのかを、落札決定後、工事請負契約書の案を提出するまでに申し出るものとし、その後においてはこれを変更することはできないものとする。

［注］ 中間前払を行わない場合又は中間前払と部分払（年度末に行う既済部分払を除く。）を併用する場合には、この段落を削除する。

中間前払金に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の２分の１）以上である場合に行うものとする。

［注］ 中間前払を行わない場合には、この段落を削除する。

②　前払金の保証について

前払金の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約職等に提供し、契約職等は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とし、この場合においては、保証契約番号及び認証情報について電子メール等を通じて提供すること。

（６）　第36条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は減額後の前払金額を下回らない額とする。

（７）　第38条、第42条関係（部分払）

部分払の有無　　　　　有　　　無

令和　　　　　年度　　　回

令和　　　　　年度　　　回

令和　　　　　年度　　　回

（８）　第39条関係（部分引渡し）

指定部分の有無　　　　　有　　　無

指定部分の内容

指定部分の完成期限　　　　　　　年　　月　　　日

（９）　第40条関係（支払限度額）

①　各事業年度における請負代金の支払限度額は、次のとおりとする。

令和　　　　　年度

令和　　　　　年度

令和　　　　　年度

②　各事業年度の請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、落札決定後、契約書を作成するときまでに落札者に通知する。

（10）　第45条関係（契約不適合責任）

①　工事請負契約書第45条に基づく工事目的物にかかる契約不適合責任に基づく請求権は、今工事が完成し、ポンプ場施設、水処理施設及び汚泥処理施設の総合運転が完了した後、各施設にかかる分を一括して委託公共団体に引き渡す。

ただし、総合試運転を行わない場合は、本工事が完成したときに引き渡す。

②　前項により委託地方公共団体に契約不適合責任に基づく請求権を引き渡す場合は、あらかじめその旨通知する。

（１１）　第54条の3関係（談合等不正行為があった場合の違約金等）

違約金条項の有無　　　　　有　　　無

①　違約金の率 ％

②　遅延利息の率 ％

③　上記違約金のほかに支払う違約金条項の有無　　　　　有　　　無

④　上記違約金のほかに支払う違約金の率　　％

（１２）　第57条（火災保険等）

保険契約者は、付保（変更を含む）のつど保険証券の写を監督職員に提出するものとする。

（１３）　第59条関係（あっせん又は調停）

本条の管轄建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

６　共同企業体（分担施工方式）に関する特例

工事施工分担は、次に定めるところによる。

（イ）　建設共同企業体代表者 工事

（ロ）　建設共同企業体構成員 工事

（ハ）　建設共同企業体構成員 工事

７　建設工事に係る資材の再資源化等について

本工事における建築物等の分別解体等及び再資源化等に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第１０４号）」を遵守し、設計図書によるほか、「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成１４年５月３０日付経契発第１２２号、工工発第２８号）」によるものとする。

〔注〕 ７は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事である場合に記載する。

８　工事請負契約における円滑な設計変更のためのガイドライン（案）の試行

　　　 本工事は、「工事請負契約における円滑な設計変更のためのガイドライン（案）（令和３年4月）」の試行対象工事であり、設計図書を変更する場合は、本ガイドラインで定める手続きを経て行うこととする。

1. 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払いとすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

1. 建設工事の適正な施工の確保について

（１）　建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

（２）　建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

（３）　受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を掲示すること。

（４）　（１）、（２）及び（３）のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

1. 労働福祉の改善等について

建設労働者の雇用の安定を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

1. 建設業退職金共済制度について

（１）　建設業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

（２）　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること。又は、建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

（３）　建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1ヶ月以内に、当該工事を担当する監督職員に提出すること。

なお、工事締結当初は工事制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

（４）　建設業者は、（３）の申し出を行った場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

（５）　共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

（６）　建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

（７）　下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者の建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等事務の処理を委託する方法もあるので、元請業においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

（８）　建設業者は勤労者退職金共済機構から工事現場に「建退共制度適用事業主工事現場」標識（シール）の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き､これに協力すること。

1. ダンプトラック等による過積載等の防止について

（１）　積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

（２）　過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

（３）　資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（４）　さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

（５）　過積載車両、さし枠装着車、不表示車両等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

（６）　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（７）　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

（８）　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

（９）　以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

６　暴力団員等に よる不当介入を受けた場合の措置について

（１）　日本下水道事業団が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（２） （１）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者報告すること。 記載した書面により発注者に報告すること。

（３） （１）及び（２）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

（４） 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　　　年　　月　　日  質問（回答）書  日本下水道事業団  契約職　○日本本部長　殿  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　質問者    　 代表者名  工事名　 電話番号  FAX番号 | | | |
| 番号 | 図面番号 | 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | ページ（○／○） |  |
| 質問（回答）書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  工事名  回答掲示日時　　　　　　令和　　年　　月　　日（　　）　　～　　令和　　年　　月　　日（　　）  提示場所 | | | |
| 番号 | 図面番号 | 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | ページ（○／○） |  |